

5. 変更手続の簡素化

手続名	根拠法令	措置内容			備考
		2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	
事業に係る変更の届出	法施行規則第 1 条 第 1 項	変更手続の簡素化方策検討	電子申請システムにおいて変更事項のみ入力し、その他の事項は既存データを読み出すことが可能となるよう措置		
公益法人の定款変更の認可	民法第 3 8 条第 2 項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
公益法人の事業状況等の変更届	国土交通大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第 6 条第 2 項 <民法>				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
公益法人の寄附行為の変更の認可	国土交通大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第 7 条第 1 項 <民法>				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
公益信託の変更後の事業計画書等の提出	国土交通大臣の所管に属する公益信託の引き受けの許可及び監督に関する規則第 5 条第 2 項 <信託法>				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
公益信託の受託者等の変更の報告	国土交通大臣の所管に属する公益信託の引き受けの許可及び監督に関する規則第 1 3 条第 1 項 <信託法>				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
利用計画の変更の認定	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第 9 条第 1 項				制度的な観点から簡素化を図ることは現時点では困難(他省庁との共管法令であることから、当省が独自で検討することができないため)
商号等、営業所の所在地等、資本金額、役員・支配人の氏名等の変更の届出(一般建設業)	建設業法第 1 1 条第 1 項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(変更の届出に関する事項は、いずれも、業法第 13 条に規定する一般の閲覧に供すべき事項であることから、簡素化にじまいないため。)
使用人数等の変更の届出(一般建設業)	建設業法第 1 1 条第 3 項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(変更の届出に関する事項は、いずれも、業法第 13 条に規定する一般の閲覧に供すべき事項であることから、簡素化にじまいないため)
経営業務の管理責任者等の変更の届出(一般建設業)	建設業法第 1 1 条第 4 項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(経営業務の管理責任者(法第 7 条第 1 号)は、許可要件であり、申請の全体事項が審査に不可欠であるため)
商号等、営業所の所在地等、資本金額、役員・支配人の氏名等の変更の届出(特定建設業)	建設業法第 1 7 条(建設業法第 1 1 条第 1 項準用)				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(変更の届出に関する事項は、いずれも、業法第 13 条に規定する一般の閲覧に供すべき事項であることから、簡素化にじまいない。)
使用人数等の変更の届出(特定建設業)	建設業法第 1 7 条(建設業法第 1 1 条第 3 項準用)				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(変更の届出に関する事項は、いずれも、業法第 13 条に規定する一般の閲覧に供すべき事項であることから、簡素化にじまいない。)
経営業務の管理責任者等の変更の届出(特定建設業)	建設業法第 1 7 条(建設業法第 1 1 条第 4 項準用)				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(経営業務の管理責任者(法第 7 条第 1 号)は、許可要件であり、申請の全体事項が審査に不可欠であるため)
経営業務管理責任者等の氏名の変更等の届出	建設業法施行規則第 7 条の 2				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(経営業務の管理責任者(法第 7 条第 1 号)は、許可要件であり、申請の全体事項が審査に不可欠であるため)
建設機械に関する変更等の届出	建設機械担当法施行令第 1 2 条				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
保証事業会社の登録の変更(1)商号等(2)支店の所在地等(3)資本金額(4)取締役等の氏名(5)定款及び業務方法書	公共工事の前払金保証事業に関する法律第 7 条				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
保証事業会社の保証約款の変更の承認	公共工事の前払金保証事業に関する法律第 1 2 条第 8 項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
保証事業会社の金融保証約款の変更の承認	公共工事の前払金保証事業に関する法律第 1 9 条の 2 第 3 項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
特定施設の整備計画の変更の認定	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
測量業の変更等の届出	測量法第 5 5 条の 7 第 1 項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)

測量業の定款変更	測量法第55条の8第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
建設コンサルタントの変更等の届出	建設コンサルタント登録規程第8条第1項及び第3項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
地質調査業者の変更等の届出	地質調査業者登録規程第8条第1項及び第3項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
補償コンサルタントの変更等の届出	補償コンサルタント登録規程第8条第1項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
事業者からの事業内容変更後の第二種事業の概要の届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知	環境影響評価法第4条第4項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
免許申請事項の変更の届出(1)商号変更(2)役員等の氏名等(経由事務)	宅地建物取引業法第9条				簡素化不可。(変更の届出に要する事項は、いずれも、業法第8条第2項各号に規定する宅地建物取引業者名簿に登録し、業法第10条第1項に規定する一般の閲覧に供すべき事項であることから、簡素化にじまない。)
名称又は主たる事務所の所在地の変更の届出	宅地建物取引業法第50の2第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
登録業務規程の変更の認可	宅地建物取引業法第50の5第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
事業計画及び収支予算の変更の認可	宅地建物取引業法第50の8第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
指定保証機関の指定申請事項の変更の届出(1)商号(2)役員等の氏名等(3)営業所の所在地等(4)資本金(5)定款(6)事業方法書(7)保証委託契約約款	宅地建物取引業法第53条				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
指定保管機関の指定申請事項の変更の届出	宅地建物取引業法第63条の3第2項(第53条準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
指定保管機関の事業計画書記載事項変更の届出	宅地建物取引業法第63条の3第2項(第63条第2項準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
指定保管機関の事業方法書の変更の認可	宅地建物取引業法第63条の4				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
指定保証機関の事業計画書記載事項変更の届出	宅地建物取引業法第63条第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
宅地建物取引業保証協会の名称等の変更の届出	宅地建物取引業法第64条の2第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
宅地建物取引業保証協会の事業計画書等の変更の承認	宅地建物取引業法第64条の1第6第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
宅地建物取引業保証協会が行う手付金等保管事業についての事業方法書の変更の認可	宅地建物取引業法第64条の17の2第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
指定講習機関の名称等の変更の届出	宅地建物取引業法施行規則第10条の8第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
一般保証業務の変更の届出	宅地建物取引業法施行規則第26条の12				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
手付金等保管事業の変更の届出	宅地建物取引業法施行規則第26条の13の3第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
不動産特定共同事業の変更の許可(経由事務)	不動産特定共同事業法第8条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
不動産特定共同事業の業務の種別の変更等の認可(経由事務)	不動産特定共同事業法第9条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
不動産特定共同事業の許可内容の変更の届出(経由事務)	不動産特定共同事業法第10条				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
特定信託会社等による変更等の届出	不動産特定共同事業法第46条第4項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
審査・証明事業の名称、審査・証明事業に関する組織、審査・証明事業の実施要領又は審査等の範囲若しくは審査基準の変更の承認	不動産特定共同事業の業務管理者としての能力の審査・証明事業認定規程第5条<不動産特定共同事業法>				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
変更の届出	不動産投資顧問業登録規程第8条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
許可申請事項変更の届出(1)商号、名称(2)役員等の氏名等(3)事務所の所在地等(4)資本金等(5)その他(経由事務)	株式会社宅地建物販売業法第10条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。

積立式宅地建物販売契約款変更の届出（経由事務）	積立式宅地建物販売業法第10条第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
指定（承認）認定機関の事務所の変更の届出	工業標準化法第31条第1項、第39条第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
指定（承認）検査機関の事務所の変更の届出	工業標準化法第45条第1項、第53条第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
定款変更認可	鉱工業技術研究組合法第10条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
規約の設定、変更、廃止の届出	鉱工業技術研究組合法第11条第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
事業計画及び収支予算書の変更の届出	鉱工業技術研究組合法第12条第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
役員変更の届出	鉱工業技術研究組合法第16条（中小企業等組合法第35条の2準用）				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
協業組合の役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の2第3項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難（添付書類自体が審査に不可欠であるため）
協業組合の定款の変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の2第3項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難（添付書類自体が審査に不可欠であるため）
役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難（添付書類自体が審査に不可欠であるため）
定款変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難（添付書類自体が審査に不可欠であるため）
協業組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第95条第4項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難（添付書類自体が審査に不可欠であるため）
協業組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第95条第7項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難（添付書類自体が審査に不可欠であるため）
事業協同組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第96条第5項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難（添付書類自体が審査に不可欠であるため）
事業協同組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第96条第8項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難（添付書類自体が審査に不可欠であるため）
商工組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難（添付書類自体が審査に不可欠であるため）
商工組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難（添付書類自体が審査に不可欠であるため）
組合から会社への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第100条の14				制度的な観点から簡素化を図ることは困難（添付書類自体が審査に不可欠であるため）
事業協同組合の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の6の2第3項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難（添付書類自体が審査に不可欠であるため）

協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の9第4項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第35条の2				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
定款の変更の認可	中小企業等協同組合法第51条第2項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
経営革新計画変更の承認	中小企業経営革新支援法第5条第1項				制度的な観点から簡素化を図ることは現時点では困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
経営基盤強化計画の変更承認	中小企業経営革新支援法第11条第1項				制度的な観点から簡素化を図ることは現時点では困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
認定計画の変更に係る認定	新事業創出促進法第11条の3第1項				制度的な観点から簡素化を図ることは現時点では困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
基盤的技術産業集積活性化計画の変更の同意	特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第6条				制度的な観点から簡素化を図ることは現時点では困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
認定電子計算機利用経営管理計画の変更の認定	中小小売商業振興法施行令第9条第1項				制度的な観点から簡素化を図ることは現時点では困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
工場移転に関する計画変更の認定	工業再配置促進法施行規則第6条第3項				制度的な観点から簡素化を図ることは現時点では困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
変更登録	旅行業法第6条の4第1項				添付書類自体が審査に不可欠であり、制度的な観点から簡素化を図ることは困難(変更登録に関する添付書類は必要最小限のものであり、変更事項や既存資料の確認だけでは審査できないため)
登録事項の変更の届出(1)営業所の名称、所在地(2)商号(3)申請者の氏名、名称、住所(4)法人である場合代表者の氏名(5)旅行業者代理業を営むものに旅行業務を取り扱わせるときは、その者の氏名、名称、住所及び営業所の名称	旅行業法第6条の4第3項				添付書類自体が審査に不可欠であり、制度的な観点から簡素化を図ることは困難(登録事項の変更の届出に関する添付書類は必要最小限のものであり、届出事項が適正なものかどうか判断するのに変更事項や既存資料の確認だけでは不十分であるため)
旅行業約款の変更の認可	旅行業法第12条の2第1項後段				添付書類自体が審査に不可欠であり、制度的な観点から簡素化を図ることは困難(旅行業約款の変更の認可に関する添付書類は必要最小限のものであり、変更事項や既存資料の確認だけでは審査できないため)
旅行業協会の名称、住所又は事務所所在地の変更の届出	旅行業法第22条の2第3項				添付書類自体が審査に不可欠であり、制度的な観点から簡素化を図ることは困難(旅行業協会の名称等に関する届出は必要最小限のものであり、これら報告事項は変更部分を含め、一体として確認する必要があるため)
弁済業務規約の変更の認可	旅行業法第22条の17第1項後段				添付書類自体が審査に不可欠であり、制度的な観点から簡素化を図ることは困難(弁済業務規約の変更の認可に関する添付書類は必要最小限のものであり、変更事項や既存資料の確認だけでは審査できないため)

事業計画及び収支予算の変更の認可	旅行業法第22条の18第1項後段					添付書類自体が審査に不可欠であり、制度的な観点から簡素化を図ることは困難(事業計画及び収支予算については、それぞれ全体として意味をなすものであり、変更内容を含めて、全体として審査が必要があることから、添付書類の簡素化は困難)
指定主任者研修機関の名称の変更等の届出(1)指定旅程管理研修機関の名称等の変更(2)旅行者等の団体の解散、名称等の変更	旅行業法施行規則第57条					添付書類自体が審査に不可欠であり、制度的な観点から簡素化を図ることは困難(指定主任者研修機関の名称の変更等の届出に関する添付書類は必要最小限のものであり、これら報告事項は変更箇所を含め、一体として確認するため)
通訳案内業者の団体の届出事項の変更の届出(1)目的、名称(2)事務所所在地(3)代表者等の氏名(4)組織、事業	通訳案内業法施行規則第18条第1項					添付書類自体が審査に不可欠であり、制度的な観点から簡素化を図ることは困難(通訳案内業者の団体の届出に関する届出は必要最小限のものであり、これら報告事項は変更箇所を含め、一体として確認するため)
支援事業実施機関の名称等の変更の届出	地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令第2条第2項					(現時点では)制度的な観点から簡素化を図ることは困難(民法第34条法人が指定機関となっているため、その公益性に鑑み、変更の事実を全国に周知する必要があり、その手段が官報である。官報以外の周知方法に適切なものがあり、簡素化となるものがあれば、検討する。また、省令第2条第2項各号に定める変更事項については、届出が無ければ所管省庁は当該事実を把握することが出来ないため、廃止・簡素化を行うことは出来ない)
登録ホテルの宿泊料金等、宿泊約款の変更の届出	国際観光ホテル整備法第11条第1項後段					制度的な観点から簡素化を図ることは困難(料金及び約款については、利用者に閲覧させる必要から公示の義務を課している。このため、当該変更部分の届出だけではその料金及び約款自体の存在が確認できないため、全体を入手する必要がある。なお、電子化によりPDFの活用等により、簡素化を検討しているところである)
登録旅館の宿泊料金等、宿泊約款の変更の届出	国際観光ホテル整備法第18条第2項					制度的な観点から簡素化を図ることは困難(料金及び約款については、利用者に閲覧させる必要から公示の義務を課している。このため、当該変更部分の届出だけではその料金及び約款自体の存在が確認できないため、全体を入手する必要がある。なお、電子化によりPDFの活用等により、簡素化を検討しているところである)
実務補習規程の変更の認可	不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第4条第1項					従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
不動産鑑定士等の団体の届出事項の変更の届出	不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第37条第2項					従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
公園施設の設置又は管理の許可の変更の申請	都市公園法第5条第2項	変更手続の簡素化方策検討	変更手続の簡素化方策検討	利用者ニーズを把握した上で、システム面で対応できるものについて措置予定		
都市公園の占用許可の変更の申請	都市公園法第6条第2項	変更手続の簡素化方策検討	変更手続の簡素化方策検討	利用者ニーズを把握した上で、システム面で対応できるものについて措置予定		
国の設置に係る都市公園の行為の許可の変更の申請	都市公園法第10条の3	変更手続の簡素化方策検討	変更手続の簡素化方策検討	利用者ニーズを把握した上で、システム面で対応できるものについて措置予定		
公園施設の設置又は管理の許可の変更の申請(公園予定地内)	都市公園法第23条第3項	変更手続の簡素化方策検討	変更手続の簡素化方策検討	利用者ニーズを把握した上で、システム面で対応できるものについて措置予定		
都市公園の占用許可の変更の申請(公園予定地内)	都市公園法第23条第3項	変更手続の簡素化方策検討	変更手続の簡素化方策検討	利用者ニーズを把握した上で、システム面で対応できるものについて措置予定		
国の設置に係る都市公園の行為の許可の変更の申請(公園予定地内)	都市公園法第23条第3項	変更手続の簡素化方策検討	変更手続の簡素化方策検討	利用者ニーズを把握した上で、システム面で対応できるものについて措置予定		
ガムの操作規程の変更の承認	河川法第47条第1項後段					制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
汚水排出届出事項の変更の届出	河川法施行令第16条の5第2項					従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。

採取計画の変更の認可	砂利採取法第20条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
採取計画認可時の届出事項の変更の届出	砂利採取法第20条第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
聴聞の期日又は場所の変更の申し出	砂利の採取計画等に関する規則第13条第2項				聴聞の期日・場所を最初に通知するのは、行政機関からであり、変更手続簡素化の対象になじまない。
聴聞の期日又は場所の変更の通知	砂利の採取計画等に関する規則第13条第4項				行政機関からの一方的な通知であり、国民からの申請・届出ではないため、変更手続簡素化の対象になじまない。
免許申請者又は免許を受けた者の氏名の変更等の届出	運河法施行規則第21条				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
線路又は工事方法書の記載事項の変更の認可	軌道法施行令第6条第1項本文				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
道路の占用変更許可（企業占用）	道路法第32条第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
道路予定区域の占用変更許可（企業占用）	道路法第91条第2項（第32条第3項準用）				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
道路予定区域の土地の形質変更等許可	道路法第91条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
電線共同溝の占用に係る変更の許可	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第12条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
高速自動車国道と道路等との連結の許可の変更に関する手続	高速自動車国道法第11条の2第5項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
認証型式住宅部分等製造者等の変更手続等	住宅の品質確保の促進等に関する法律第30条				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
認証型式部材等製造者等の変更関連手続	建築基準法第68条の16				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
外国型式部材等製造者に関する事項の変更の届出関連手続	建築基準法第68条の23第2項（第68条の16準用）				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
認証型式部材等製造者等の変更関連手続（準用工作物）	建築基準法第88条第1項（第68条の16準用）				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
外国型式部材等製造者に関する事項の変更の届出関連手続（準用工作物）	建築基準法第88条第1項（第68条の23第2項準用）				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
工場生産浄化槽の型式認定の変更関連手続	浄化槽法第14条第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
事業基本計画等の変更の認可	鉄道事業法第7条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
事業基本計画等の軽微な変更の届出	鉄道事業法第7条第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
軌道事業から鉄道事業への変更の許可	鉄道事業法第62条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
鉄道事業者等の名称等の変更等の届出	鉄道事業法施行規則第78条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
事業基本計画の変更の届出	全国新幹線鉄道整備法附則第17項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
列車の運行計画の変更の届出	鉄道事業法第17条後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
運転免許証の記載事項の変更の記入（書換）	動力車操縦者運転免許に関する省令 鉄道営業法 第13条				免許を管理するうえで必要不可欠であり、簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
講習課程の新設若しくは変更又は指定申請書の記載事項の変更承認	動力車操縦者運転免許に関する省令 鉄道営業法 第18条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
運転速度、最高許容度数の変更認可	軌道法施行規則第24条第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
定期に運転する車両の発着時刻の設定又は変更の届出	軌道法施行規則第24条第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。

併用軌道の例外許可の変更許可	軌道運転規則 軌道法 第 2 条第 1 項但書後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
軌道主任技術者の選任又は変更の届出・会社発起人の加入等の届出	軌道法施行規則第 3 6 条				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
鉄道線路の使用条件の変更の認可	鉄道事業法第 1 5 条第 1 項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
鉄道線路の譲渡条件の変更の認可	鉄道事業法第 1 5 条第 2 項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
運賃及び国土交通省令で定める料金の上限の変更の認可	鉄道事業法第 1 6 条第 1 項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等の変更の届出	鉄道事業法第 1 6 条第 3 項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
運輸に関する協定の変更の届出	鉄道事業法第 1 8 条後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
索道事業（命令で定めるものを除く）の運賃の変更の届出	鉄道事業法第 3 6 条後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
索道事業の運輸に関する協定の変更の届出	鉄道事業法第 3 8 条（第 1 8 条後段準用）				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
運賃又は料金（命令で定めるものを除く）の変更の認可	軌道法施行規則第 2 2 条第 1 項<軌道法>				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
命令で定める料金の変更の届出	軌道法施行規則第 2 2 条第 3 項<軌道法>				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
鉄道財目録記載事項の変更削減届	鉄道抵当法第 3 4 条第 1 項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
軌道財目録記載事項の変更削減届	鉄道ノ担当ニ関スル法律第 1 条（鉄道抵当法第 3 4 条準用）				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
工事計画の変更の認可	鉄道事業法第 9 条第 1 項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
工事計画の軽微な変更の届出	鉄道事業法第 9 条第 3 項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
鉄道施設の変更の工事計画の認可	鉄道事業法第 1 2 条第 1 項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
鉄道施設の軽微な変更の工事計画の届出	鉄道事業法第 1 2 条第 2 項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
鉄道施設の変更の工事の完成検査	鉄道事業法第 1 2 条第 3 項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
鉄道施設の変更の工事計画の変更の認可	鉄道事業法第 1 2 条第 4 項（第 9 条第 1 項準用）				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
鉄道施設の変更の工事計画の軽微な変更の届出	鉄道事業法第 1 2 条第 4 項（第 9 条第 3 項準用）				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
車両の構造又は装置の変更の確認	鉄道事業法第 1 3 条第 2 項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
車両の構造又は装置の軽微な変更の届出	鉄道事業法第 1 3 条第 3 項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
索道施設の工事計画の変更の認可	鉄道事業法第 3 8 条（第 9 条第 1 項準用）				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
索道施設の工事計画の軽微な変更の届出	鉄道事業法第 3 8 条（第 9 条第 3 項準用）				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
索道施設の変更の工事計画の認可	鉄道事業法第 3 8 条（第 1 2 条第 1 項準用）				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
索道施設の軽微な変更の工事計画の届出	鉄道事業法第 3 8 条（第 1 2 条第 2 項準用）				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。

索道施設の変更の工事の完成検査	鉄道事業法第38条(第12条第3項準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
索道施設の変更の工事計画の変更の認可	鉄道事業法第38条(第12条第4項準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
索道施設の変更の工事計画の軽微な変更の届出	鉄道事業法第38条(第12条第4項準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
第1種特定化学物質の業としての使用者の氏名等の変更の届出	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第15条第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
工事実施計画の変更の認可	全国新幹線鉄道整備法第9条第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
工事実施計画の添付書類の変更の提出	全国新幹線鉄道整備法施行規則第3条第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
特定都市鉄道整備事業計画の変更の認定	特定都市鉄道整備促進特別措置法第3条第5項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
起業目録見書記載事項の変更(軽微なものを除く)の認可	軌道法施行令第4条第1項本文				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
起業目録見書記載事項の変更(軽微なものに限る)の届出	軌道法施行令第4条第1項但書				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
一般自動車道の工事方法の変更の認可	道路運送法第54条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
一般自動車道の軽微な工事方法の変更の届出	道路運送法第54条第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
一般自動車道の使用料金の変更の認可	道路運送法第61条第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
一般自動車道の供用約款の変更認可	道路運送法第62条第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
一般自動車道の保安上の供用制限の変更認可	道路運送法第63条第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
事業計画変更の認可(1)車線数、路面の種類、設計速度、設計重量(2)他の道路、鉄道等との交差位置等	道路運送法第66条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
事業計画の軽微な変更の届出(1)主たる事務所、営業所の名称及び位置(2)料金徴収所、駐車場の名称及び位置	道路運送法第66条第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
一般自動車道の構造又は設備の変更の認可	道路運送法第67条(第54条第1項準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
一般自動車道の構造又は設備の軽微な変更の届出	道路運送法第67条(第54条第3項準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
専用自動車道の工事方法の変更の認可	道路運送法第75条第3項(第54条第1項準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
専用自動車道の軽微な工事方法の変更の届出	道路運送法第75条第3項(第54条第3項準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
専用自動車道の保安上の供用制限の変更の認可	道路運送法第75条第3項(第63条第1項後段準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
専用自動車道の構造又は設備の変更の認可	道路運送法第75条第3項(第67条準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
専用自動車道の構造又は設備の軽微な変更の届出	道路運送法第75条第3項(第67条準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
自動車道事業者の法人設立の完了等の届出(1)法人の設立の完了(2)事業者の死亡(3)工事方法の変更命令等の実施(4)事業者の氏名、名称、住所の変更(5)事業者たる法人の役員、定款等の変更(6)自動車道事業に関する団体の解散等	自動車道事業規則 道路運送法第34条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
専用バスターミナルの構造及び設備の変更の確認	自動車ターミナル法第15条後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
旅客自動車運送事業者の届出(1)乗務距離の最高限度及びその変更(一般乗用)(2)運行管理者の選任(全)(3)運行管理者でなくなった場合(全)(4)指導主任者の選任(一般乗用)(5)指導主任者でなくなった場合(一般乗用)	道路運送法第23条				添付書類自体が審査に不可欠であるため、制度的な観点から簡素化を図ることは困難(現在、運行管理者を選任する場合は、選任される運行管理者が了承した確認として運行管理者資格者証の写しを添付することとしており、勝手に名義を使用されるおそれがあるため)

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金（料金のうち国土交通運輸令で定めるものを除く）の上限変更の認可	道路運送法第9条第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金（料金のうち国土交通省令で定めるものを除く）の変更の届出	道路運送法第9条第3項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
一般旅客自動車運送事業の運送約款の変更の認可	道路運送法第11条第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可・乗合（1）路線（2）車庫の位置及び収容能力（3）各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は重量（4）専用自動車道に関する事項・貸切（1）営業区域（2）営業所の位置（3）車庫の位置及び収容能力・乗用（1）営業区域（2）営業所の位置（3）車庫の位置及び収容能力	道路運送法第15条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出・乗合（1）営業所ごとの事業用自動車の数（常用車及び予備車の数/乗車定員ごとの数）、貸切（1）営業所ごとの事業用自動車の数、乗用（1）営業所ごとの事業用自動車の数（種別ごとの数/ハイヤータクシーの別ごとの数）	道路運送法第15条第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
一般乗合旅客自動車運送事業の協定の変更の認可	道路運送法第19条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
特定旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可（1）路線又は営業区域（2）車庫の位置、収容能力	道路運送法第43条第5項（第15条第1項準用）				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
特定旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出（2）事業用自動車の総数	道路運送法第43条第5項（第15条第3項準用）				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
特定旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更の届出	道路運送法第43条第6項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
特定旅客自動車運送事業の管理の委託又は事業の休止についての届出事項の変更の届出	道路運送法第43条第8項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
旅客自動車運送事業者等の届出（1）運輸開始（一般）（2）事業の譲渡・譲受、法人の合併若しくは分割の終了、（一般）（3）事業者の死亡（一般）（4）事業の再開（一般、特定）（5）命令の実施（一般、特定全）（6）仮眠施設の変更（一般、特定全）（7）事業者の氏名、名称、住所（一般、特定）（8）法人の役員、社員、定款、寄付行為の変更（一般、特定）（9）運送需要者の氏名、名称、住所の変更（特定）（10）道路運送に関する団体の解散又は変更	道路運送法施行規則第66条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
適正化事業実施機関の事業計画、収支予算等の変更の認可	タクシー業務適正化特別措置法第36条第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
適正化事業実施機関の名称等の変更の届出	タクシー業務適正化特別措置法第42条（第21条第2項準用）				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
タクシー等に関する届出事項の変更の届出	タクシー業務適正化特別措置法第44条後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
自家用貨物自動車の届出事項の変更届出	道路運送法第78条第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可	貨物自動車運送事業法第9条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出	貨物自動車運送事業法第9条第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金の変更の届出	貨物自動車運送事業法第11条第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
一般貨物自動車運送事業の運送約款の変更の認可	貨物自動車運送事業法第13条第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可	貨物自動車運送事業法第35条第6項（第9条第1項準用）				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出	貨物自動車運送事業法第35条第6項（第9条第3項準用）				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。

特定貨物自動車運送事業の運賃及び料金の変更の届出	貨物自動車運送事業法第35条第6項(第11条第1項後段準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更の届出	貨物自動車運送事業法第36条第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
一般貨物自動車運送事業者等による届出(1)運輸開始(一般、特定)(2)事業の譲渡・譲受、法人の合併の終了(一般)(3)事業の再開(一般、特定)(4)命令の実施(全)(5)事業者の氏名等の変更、法人の役員等の変更(一般、特定)(6)運送需要者の氏名等の変更	貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
届出事項の変更届出(1)氏名(名称)住所(2)事業の種類、規模等(3)自動車登録番号、車名最大積載量等(4)主要貨物の種類(5)車庫等の位置(6)運転者の勤務時間、乗務時間等	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第3条第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
届出事項の変更届出に伴う表示番号の指定	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第3条第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
共同プール事務の規約の変更の届出	自動車損害賠償保障法第28条の4第2項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
自動車の変更登録	道路運送車両法第12条第1項				平成17年中にシステムの稼働開始を目指すこととされている自動車保有関係手続のワンストップサービス化の対象範囲として検討している。この場合には、一部添付書類の提出方法の簡素化が図られる方向である。
検査対象外軽自動車の届出済証の記載事項の変更届出	道路運送車両法施行規則第63条の4				自動車保有関係手続のワンストップサービスにおいて、将来的な手続対象範囲の拡大を考慮し検討することとしている。
事業場の位置の変更又は事業の休止若しくは廃止の承認	自動車登録番号標交付代行者規則第10条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
自動車登録番号標交付代行者の法人の解散等の届出(1)法人等の解散(2)交付代行者の死亡(3)事業廃止(4)交付代行者の氏名等の変更	自動車登録番号標交付代行者規則第12条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
自動車検査証の記載事項の変更について自動車検査証の記入(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)	道路運送車両法第67条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
自動車予備検査証の記載事項の変更記入	道路運送車両法第71条第8項(第67条第1項準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
届出事項等の変更等の届出	道路運送車両法施行規則第70条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
指定製作者等の行う届出(1)完成検査終了証に押印する印鑑又は記入する署名(2)型式指定申請書の記載事項及び添付書類の変更(3)完成検査終了証に押印する印鑑又は記入する署名の変更(4)当該型式の自動車の製作者等でなくなったこと	自動車型式指定規則 道路運送車両法 第6条				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
型式指定申請書の添付書類自動車の外観図等の変更の承認	自動車型式指定規則 道路運送車両法 第10条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
装置指定製作者等の行う申請事項の変更届出	装置型式指定規則 道路運送車両法 第8条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
指定申請事項の変更承認	装置型式指定規則 道路運送車両法 第9条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
自動車整備士養成施設の指定申請の記載事項等の変更届出	自動車整備士技能検定規則第6条の2第4項<道路運送車両法>	変更手続に係る添付書類が電子的に証明できるかを検討	電子的に証明できる添付書類から順次措置する		都道府県が法人を対象とした発行又は証明する添付書類及び指導員としての資格を証明する添付書類等がオンライン化可能になった後、順次実施予定
整備管理者の変更の届出	道路運送車両法第52条後段	変更手続に係る添付書類が電子的に証明できるかを検討	電子的に証明できる添付書類から順次措置する		
整備管理者の廃止の届出	道路運送車両法施行規則第70条第1項<道路運送車両法>				廃止の届出であるため検討対象外
自動車分解整備事業の認証に係る変更届	道路運送車両法第81条第1項	変更手続に係る添付書類が電子的に証明できるかを検討	電子的に証明できる添付書類から順次措置する		
自動車検査員の変更の届出	道路運送車両法第94条の4第3項	変更手続に係る添付書類が電子的に証明できるかを検討	電子的に証明できる添付書類から順次措置する		
指定自動車整備事業の事業場の設備の変更の届出	道路運送車両法第94条の9(第81条第1項第4号準用)	変更手続に係る添付書類が電子的に証明できるかを検討	電子的に証明できる添付書類から順次措置する		
優良自動車整備事業者の変更届	優良自動車整備事業者認定規則第9条<道路運送車両法>	変更手続に係る添付書類が電子的に証明できるかを検討	電子的に証明できる添付書類から順次措置する		
校正に関する規則の変更の届出	指定自動車整備事業規則第13条第2項<道路運送車両法>	変更手続に係る添付書類が電子的に証明できるかを検討	電子的に証明できる添付書類から順次措置する		校正を行う者が現在1社であり、今後の登録制度に移行し得るための動向を踏まえ検討

(一般旅客定期航路事業) 運賃及び料金の変更届出	海上運送法第8条1項後段				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
(一般旅客定期航路事業) 指定区間に係る運賃の上限変更認可	海上運送法第8条3項後段				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
(一般旅客定期航路事業) 運送約款の変更認可	海上運送法第9条1項後段				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
(一般旅客定期航路事業) 通航管理規定の変更の届出	海上運送法第10条の2第1項後段				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
(一般旅客定期航路事業) 事業計画変更認可	海上運送法第11条第1項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
(一般旅客定期航路事業) 事業計画の軽微な事項の変更の届出	海上運送法第11条第3項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
(一般旅客定期航路事業) 船舶運航計画変更届出(軽微なものを除く)	海上運送法第11条の2第1項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
(特定旅客定期航路事業) 通航管理規定の変更の届出	海上運送法第19条の3第3項(第10条の2第1項準用)				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
(特定旅客定期航路事業) 事業計画変更認可	海上運送法第19条の3第3項(第11条第1項準用)				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
(特定旅客定期航路事業) 事業計画の軽微な事項の変更の届出	海上運送法第19条の3第3項(第11条第3項準用)				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
(旅客不定期航路事業) 運賃及び料金の変更届出	海上運送法第23条(第8条第1項後段準用)				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
(旅客不定期航路事業) 運送約款の変更許可	海上運送法第23条(第9条第1項後段準用)				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
(旅客不定期航路事業) 通航管理規定変更の届出	海上運送法第23条(第10条の2後段準用)				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
(旅客不定期航路事業) 事業計画変更届出(軽微なものを除く)	海上運送法第23条(第11条第1項準用)				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
(旅客不定期航路事業) 事業計画変更届出(軽微なもの)	海上運送法第23条(第11条第3項準用)				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
船舶運航事業者の運送に関する協定等の変更の認可	海上運送法第29条第1項後段				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
(一般旅客定期航路事業・特定旅客定期航路事業・旅客不定期航路事業) 変更の届出	海上運送法施行規則第28条				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
(一般旅客定期航路事業) 指定区間に係る船舶運航計画変更の認可(軽微なものを除く)	海上運送法第11条の2第2項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
(一般旅客定期航路事業) 船舶運航計画変更の届出(軽微事項)	海上運送法第11条の2第4項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
(一般旅客定期航路事業) 指定区間に係る船舶運航計画変更の届出(軽微事項)	海上運送法第11条の2第4項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
(人の運送をする不定期航路事業) 通航管理規定の変更の届出	海上運送法第20条の2(第10条の2準用)				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
実施計画変更の認定	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法第6条第1項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
船舶運航事業者の運送に関する協定等の変更の認可	海上運送法第29条第1項後段				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
(人の運送をする貨物定期航路事業) 通航管理規定の変更の届出	海上運送法第19条の6の3(第10条の2準用)				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
内航海運業者の事業計画変更の認可(1)海運業にあっては、使用船舶の船種、総トン数、長さ(2)内航船舶貸渡業にあっては、使用船舶の船種、総トン	内航海運業法第3条第1項				従来より変更部分について記載、提出することとしており、簡素化措置済みである。

内航海運業者の事業計画の軽微な事項の変更の届出(1)営業所の名称(2)営業所の位置(3)内航海運送業にあっては、使用船舶の船名、船質、所有者の氏名、名称、住所並びに貸渡先を受けて使用する船舶(貸渡期間が六月未満のものに限る。)の船種、総トン数、長さ(4)内航海運定期航路事業にあっては、航路の起点、終点並びに運航回数(5)内航海運貸渡業にあっては、使用船舶の船名、船質、所有者の氏名及び住所並びに貸渡先の氏名、名称及び住所	内航海運業法第8条第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
届出業者(法第3条第2項)の届出事項変更の届出(1)事業の種類(2)営業所の名称、所在地(3)使用船舶の船名、船種、総トン数、船質等(4)事業開始年月	内航海運業法第8条第4項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
自家用船舶(100G/T以上又は長さ30メートル以上)の使用の届出事項変更の届出	内航海運業法第25条の2第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
氏名、名称、住所又は代表者の変更の届出	内航海運業法施行規則第18条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
団体協約の変更の認可	内航海運組合法第10条第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
調整規定変更の認可	内航海運組合法第12条第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
定款変更の認可	内航海運組合法第47条第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
定款の軽微事項の変更届出	内航海運組合法第47条第4項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
内航海運組合連合会の団体協約の変更認可	内航海運組合法第58条(第10条第1項後段準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
内航海運組合連合会の調整規定の変更の認可	内航海運組合法第58条(第12条第1項後段準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
内航海運組合連合会の定款変更の認可	内航海運組合法第58条(第47条第2項準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
内航海運組合連合会の定款の軽微事項の変更届出	内航海運組合法第58条(第47条第4項準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
役員変更の届出	内航海運組合法施行規則第14条				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
運航管理規程の変更の届出	海上運送法第10条の2(第19条の4第1項により適用又は第19条の6の3第1項若しくは第20条の2第1項により準用する場合に限る。)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
貨物定期航路事業の開始の届出事項の変更の届出	海上運送法第19条の5第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
対外旅客定期航路事業開始の変更の届出	海上運送法第19条の4第2項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
対外旅客定期航路事業に係る運送約款の変更の届出	海上運送法第19条の4第4項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
不定期航路事業(人の運送をしないものを除く)開始の届出事項の変更の届出	海上運送法第20条第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
人の運送をする不定期航路事業開始の届出事項の変更の届出	海上運送法第20条第2項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
船舶運航事業者の運送に関する協定等の変更の届出	海上運送法第29条の2第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
運賃・料金の変更の認可	港湾運送事業法第9条第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
運送約款の変更の認可	港湾運送事業法第11条第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
事業計画の変更の認可(1)事業所の数(省令)(2)事業に使用される労働者の数(省令)(3)事業の用に供する施設(省令)	港湾運送事業法第17条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
事業計画の軽微な変更の届出(1)事業所の数(換算事業等に係る場合を除く。)、名称、位置(省令)(2)労働者の数(20%未満の増減)(省令)(3)荷役機械の種類ごとの台数(20%未満の増減)及び1台ごとの能力(省令)(4)船舶、はしけ又は引船の船名(省令)	港湾運送事業法第17条第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。

関連事業の届出事項変更の届出 (1)氏名(名称)、住所(省令) (2)事業内容(省令) (3)港湾(省令)	港湾運送事業法第22条の3第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
関連事業の料金の変更の届出	港湾運送事業法第22条の4後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
報告書又は届出書の提出(1)港湾運送事業者の氏名等の変更に係る報告書(2)検数人等の氏名等の変更に係る届出書(3)検数人等の義務廃止等に係る届出書(4)検数人等の死亡に係る届出書(5)検数人等の禁治産の宣告に係る届出書	港湾運送事業法施行規則第33条の2第1項 <港湾運送事業法第33条第1項>				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
主任技術者の変更の届出	小型船造船業法第10条第2項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
特定設備の変更登録	小型船造船業法第14条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
名称等の変更の届出(1)氏名(名称)、住所、代表者名 (2)事業場の名称、所在地 (3)特定設備の種類、能力 (変更に係る場合を除く。)	小型船造船業法第14条第3項前段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
船舶建造許可事項又は重要な改造の許可事項の変更承認	臨時船舶建造調整法第4条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
保険契約証明書記載事項の変更届出	油濁損害賠償保障法第18条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
登録事項の変更登録	海事代理士法第11条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
当該事業年度の事業計画及び収支予算の変更の認可	モーターボート競走法第21条第4項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
当該事業年度の事業計画及び収支予算の変更の認可	モーターボート競走法第22条第4項(第21条第4項後段準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
競走場の構造・設備の変更の届出	モーターボート競走法施行規則第2条の6				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
競技に関する規程等の変更の認可	モーターボート競走法施行規則第22条第2項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
日本船舶振興会の業務の方法の変更認可	モーターボート競走法第22条の6後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
当該事業年度の事業計画及び収支予算の変更の認可	モーターボート競走法第22条の8(第21条第4項後段準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
競走開催前の届出の変更の届出	モーターボート競走法施行規則第3条第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
場外発売場の位置、構造及び設備の変更の届出	モーターボート競走法施行規則第8条第2項(第2条の6準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
船舶の変更登録	船舶法第10条	-	-		従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
船舶国籍証書の書換(記載事項変更)	船舶法第11条	-	-		従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
国際トン数証書の書換(記載事項の変更)	船舶のトン数の測定に関する法律第8条第3項	-	-		従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
トン数証書等の書換(記載事項の変更)	船舶のトン数に関する証書交付規則第4条第1項	-	-		従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
日本船舶であることの証明書書換(記載事項の変更)	日本船舶であることの証明書交付規則第3条第1項	-	-		従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
資料を作成したとき又はその内容を変更しようとするときの承認(1)船舶の復原性保持に必要な資料(2)船舶の操縦性能に関する資料(3)船舶の航行上制限を記載した資料及び非常時の船舶の安全確保のために必要な資料(4)非常時に海上保安機関との連絡を的確に行うために必要な資料	船舶安全法施行規則第51条第2項	-	-		従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
安全承認板の取り付けられたコンテナの保守点検方法又はその変更の承認	船舶安全法施行規則第60条の4第4項	-	-		従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。

整備規程の変更の認可	船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第14条	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
認定の際に限定をされた事項（改造又は修理の工事の別、船舶又は物件の範囲等）の変更等の承認	船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第28条の2第1項	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
認定基準に係る事項（施設、設備等）、認定を受けた者の氏名又は名称等の変更等の届出	船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第28条の3第1項	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
型式の変更（法第2条第1項の命令で定める性能等に影響を及ぼすことの少ない変更）の承認	船舶等型式承認規則 船舶安全法 第8条	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
型式の変更（法第2条第1項の命令で定める性能等に影響を及ぼすことのない変更）、型式承認を受けた者の氏名等の変更等の届出	船舶等型式承認規則 船舶安全法 第9条	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
貯蔵船に火薬類以外の危険物を貯蔵しようとする場合の貯蔵船の構造等の変更の届出	危険物船舶運送及び貯蔵規則<船舶安全法>第385条第1項後段	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
認定事項変更の届出	特殊貨物船舶運送規則<船舶安全法>第27条第5項	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
原子炉設置の許可に係る事項の変更の許可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第1項	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
原子炉設置の許可に係る事項の変更の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第2項	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
外国原子力船に設置した原子炉に係る許可事項に係る変更等の許可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条の2第1項	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
外国原子力船に設置した原子炉に係る許可事項に係る変更等の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条の2第2項	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
運転計画の変更の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第30条後段	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
保安規定変更の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項後段	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
条約証書記載事項の変更に伴う書換	海上における人命の安全のための国際条約及び調約水線に関する国際条約による証書に関する省令 船舶安全法 第7条第1項	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
焼却設備の検査（改造、修理、用途変更）	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第19条の4第1項	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
焼却設備検査証の変更時の焼却設備検査証書換申請書の提出	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の30第1項	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
型式の変更（国土交通大臣が定める技術上の基準に係る性能等に影響を及ぼすことの少ない変更）の承認	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第37条の3の2第4項（海洋汚染防止設備型式承認規則 第8条準用）	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
型式の変更（国土交通大臣が定める技術上の基準に係る性能等に影響を及ぼすことのない変更）、型式承認を受けた者の氏名等の変更等の届出	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第37条の3の2第4項（海洋汚染防止設備型式承認規則 第9条準用）	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
型式の変更（法第5条第4項に規定する技術上の基準に係る性能等に影響を及ぼすことの少ない変更）の承認	海洋汚染防止設備型式承認規則 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 第8条	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
型式の変更（法第5条第4項又は第9条の3第2項に規定する技術上の基準に係る性能等に影響を及ぼすことのない変更）、型式承認を受けた者の氏名等の変更等の届出	海洋汚染防止設備型式承認規則 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 第9条	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
整備規程の変更の認可	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則第14条第1項	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
認定の際に限定をされた事項（改造又は修理の工事の別、物件の範囲等）の変更等の承認	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則第28条の2第1項	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
認定基準に係る事項（施設、設備等）、認定を受けた者の氏名又は名称等の変更等の届出	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則第28条の3	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
船員職業紹介所の所在地等の変更又は増設の届出	船員職業安定法第35条	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
労働条件その他当該求人者の申込の内容に変更があった場合の届出	船員職業安定法施行規則第25条第2号	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。

勤労者財産形成給付金契約の変更等の承認	勤労者財産形成促進法施行令第23条第4項					制度的な観点から簡素化を図ることは困難(申請の全体事項が審査に不可欠であるため)
勤労者財産形成促進法第7条の2第1項の一括支払機関の指定又は変更の届出	勤労者財産形成促進法施行令第25条第1項					従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
勤労者財産形成給付金契約の承認申請書の記載事項等の変更届出	船員に関する勤労者財産形成促進法施行規則第2条第3項					従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
勤労者財産形成基金契約の承認申請書の記載事項の変更	船員に関する勤労者財産形成促進法施行規則第3条第3項					従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
勤労者財産形成基金の規約の変更の認可	勤労者財産形成促進法第7条の11第3項					制度的な観点から簡素化を図ることは困難(申請の全体事項が審査に不可欠であるため)
勤労者財産形成基金の規約の変更の届出	勤労者財産形成促進法第7条の11第4項					従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
勤労者財産形成促進法第7条の21第1項の一括支払機関の指定又は変更	勤労者財産形成促進法第7条の21第1項					従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
就業規則変更の届出	船員法第97条第1項後段					従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
就業規則変更の届出	船員法第97条第2項後段					従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
就業規則変更の届出	船員法第97条第3項後段					従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
安全衛生委員会の委員の員数の変更等の届出	船員災害防止活動の促進に関する法律施行規則第6条					従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
海技士(航海)(機関)免許に係る履歴限定の変更又は解除	船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条第3項	-	-	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
小型船舶操縦士免許に係る設備限定の変更又は解除	船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条第7項	-	-	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
養成施設に係る事項の変更等の届出	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第60条の2第1項	-	-	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
小型船舶教習所に係る事項の変更等の届出	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第119条第1項	-	-	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
水先約款の変更の届出	水先法第22条の2第1項後段	-	-	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
水先入会の会則の変更の認可	水先法第22条の4第3項	-	-	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
業務の休止期間の変更に関する報告	水先法施行規則第24条第1項第7号	-	-	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
特定施設の整備計画の変更の認定	民法法第5条第1項					制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
廃油処理規程の変更の届出	海防法第26条1項					制度的な観点から簡素化を図ることは困難(申請の全体事項が審査に不可欠であるため)
廃油処理施設設置場所、廃油を廃棄する船舶の存する海域、廃油処理設備の種類及び能力、処理する廃油の種類の変更の許可	海防法第28条1項					制度的な観点から簡素化を図ることは困難(申請の全体事項が審査に不可欠であるため)
軽微な事項の変更の届出(1)施設の設置場所(同一港内)	海防法第28条5項					制度的な観点から簡素化を図ることは困難(申請の全体事項が審査に不可欠であるため)
軽微な事項の変更の届出(2)処理施設の能力	海防法第28条5項					制度的な観点から簡素化を図ることは困難(申請の全体事項が審査に不可欠であるため)
氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所の変更の届出	海防法第29条					制度的な観点から簡素化を図ることは困難(申請の全体事項が審査に不可欠であるため)

廃油処理施設の設置場所、廃油を廃棄する船舶の存する海域、廃油処理設備の種類及び能力、処理する廃油の種類の変更の届出	海防法第35条				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(申請の全体事項が審査に不可欠であるため)
自家用廃油処理施設の軽微な事項の変更の届出(1)施設の設置場所(同一港内)	海防法第35条				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(申請の全体事項が審査に不可欠であるため)
氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所の変更の届出	海防法第35条				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(申請の全体事項が審査に不可欠であるため)
変更登録	航空法第7条				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
抵当権設定登録の変更(根抵当を含む)	航空機抵当法第5条、航空機登録令第43条				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
運賃及び料金の変更届出	航空法第105条第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
国際運賃及び料金の変更認可	航空法第105条第3項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
運送約款の変更認可	航空法第106条第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
事業計画の変更認可	航空法第109条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
事業計画の変更届出	航空法第109条第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
運輸に関する協定の変更認可	航空法第111条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
事業計画の変更認可	航空法第124条(第109条第1項準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
事業計画の変更届出	航空法第124条(第109条第3項準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
運航計画の変更届出	航空法第107条の2第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
路線の廃止に係る運航計画の変更届出	航空法第107条の2第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
混雑飛行場に係る運航計画の変更認可	航空法第107条の3第6項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
事業計画の変更届出	航空法第109条第4項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
事業計画の変更届出	航空法第124条(第109条第4項準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
外国人国際航空運送事業の運賃及び料金変更認可	航空法第129条の2後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
外国人国際航空運送事業の事業計画変更許可	航空法第129条の3第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
外国人国際航空運送事業の事業計画変更届出	航空法第129条の3第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
飛行場の工事完成予定期日変更許可	航空法第41条第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
飛行場の工事完成予定期日変更届出	航空法第41条第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
飛行場又は航空保安施設の重要な変更の許可	航空法第43条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
飛行場又は航空保安施設の変更工事完成検査	航空法第43条第2項(航空法第42条第1項準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
飛行場又は航空保安施設の変更工事後の供用開始期日の届出	航空法第43条第2項(航空法第42条第3項準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
公共用飛行場又は航空保安施設の使用料金の設定又は変更の届出	航空法第54条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。

公共用飛行場管理規程の設定又は変更認可	航空法第54条の2第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
航空機の型式設計変更承認	航空法第13条第1項前段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
航空機の型式設計変更承認	航空法第13条第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
航空機の追加型式設計変更承認	航空法第13条の2第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
運航規程及び整備規程の変更認可	航空法第104条第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
限定の変更の承認	航空法施行規則第38条第1項 <航空法>				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
業務規程の変更の承認	航空法施行規則第39条第1項 <航空法>				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
技能証明の限定変更	航空法第29条の2第1項	個別業務システムのプログラム改修設計の検討及び費用見積り。	予算要求		
技能証明又は技能証明の限定変更	航空法施行規則第50条	個別業務システムのプログラム改修設計の検討及び費用見積り。	予算要求		

事業用施設、取扱い油種等の変更の許可	石油パイプライン事業法第8条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
事業用施設等の軽微な変更等の届出	石油パイプライン事業法第8条第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
代表者の氏名、住所等の変更の届出	石油パイプライン事業法第9条				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
工事計画の変更の認可	石油パイプライン事業法第15条第6項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
工事計画の軽微な変更の届出	石油パイプライン事業法第15条第7項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
工事計画の変更の認可(第15条第1項本文に規定する以外のもの) 石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」で定めるもの	石油パイプライン事業法第19条第4項(第15条第6項準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
工事計画の軽微な変更の届出	石油パイプライン事業法第19条第4項(第15条第7項準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
石油輸送規程の変更認可	石油パイプライン事業法第20条第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
保安規程の変更の認可	石油パイプライン事業法第27条第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
保安検査時期の変更の承認	石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令<石油パイプライン事業法>第6条第2項但書				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
事業計画等の変更届出(事業計画 倉庫保管約定書)	中小企業協同組合法等による倉荷証券発行許可等に関する省令<中小企業協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律・商店街振興組合法>第2条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
臨時報告書の提出(組合の名称・住所変更 定款(地区・事業・組合員等の資格等)の変更 組織変更 保管事業の全部又は一部の廃止 代表役員の変更 保管事業に関する重大な事実の発生)	中小企業協同組合法等による倉荷証券発行許可等に関する省令<中小企業協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律・商店街振興組合法>第4条				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
効率化計画の変更認定	中小企業流通業務効率化促進法第5条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
流通業務効率化基盤整備事業の事業計画の変更認定	流通業務市街地の整備に関する法律第47条の3第1項				平成14年度法令改正により廃止(施行日未定:平成16年7月までに施行)
使用料金の変更の届出	自動車ターミナル法第7条第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
氏名等の変更届出(氏名、名称、住所等の変更 一般自動車ターミナルの名称の変更)	自動車ターミナル法第10条				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
位置、規模、構造又は設備の変更の許可(構造、又は設備の軽微な変更を除く)	自動車ターミナル法第11条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
構造又は設備の軽微な変更の届出	自動車ターミナル法第11条第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
報告書の提出(一般自動車ターミナルの供用開始 主たる事務所・事業所の名称・位置の変更 役員・社員の変更 事故発生)	自動車ターミナル法施行規則<自動車ターミナル法>第20条				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
貨物運送効率化事業の事業計画の変更認定	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第17条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。

変更登録	倉庫業法第7条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
事業計画等の変更届出（事業計画書 倉庫保管約定義書）	水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令<水産業協同組合法・森林協同組合法>第2条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
臨時報告書の提出（組合の名称・住所変更 定款（地区・事業・組合員等の資格等）の変更 保管事業の全部又は一部の廃止 代表役員の変更 保管事業に関する重大な事実の発生）	水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令<水産業協同組合法・森林協同組合法>第4条				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
第一種利用運送事業の法第4条第1項第4号事項の変更の登録の通知	貨物利用運送事業法第7条第2項（同法第5条第2項の準用）				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
第一種利用運送事業の法第4条第1項第4号事項の変更の登録の拒否の通知	貨物利用運送事業法第7条第2項（同法第6条第2項の準用）				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
第一種利用運送事業の法第4条第1項第1号～第3号事項等の変更後の届出	貨物利用運送事業法第7条第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
第一種利用運送約款の変更の認可	貨物利用運送事業法第8条第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
第一種利用運送事業者の運輸に関する協定の変更の届出	貨物利用運送事業法第11条後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
第二種利用運送事業の事業計画及び集配事業計画（利用運送に係る運送機関の種類の変更に係るものに限る）の変更の認可	貨物利用運送事業法第25条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
第二種利用運送事業の事業計画及び集配事業計画（利用運送に係る運送機関の種類の変更に係るもの以外）の変更の認可	貨物利用運送事業法第25条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。

第二種利用運送事業の事業計画(のみ)の変更の認可	貨物利用運送事業法第25条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
第二種利用運送事業の集配事業計画(のみ)の変更の認可	貨物利用運送事業法第25条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
第二種利用運送事業の省令で定める集配事業計画の変更の届出	貨物利用運送事業法第25条第3項前段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
第二種利用運送事業の省令で定める軽微事項(事業計画及び集配事業計画に係るものに限る)の変更後の届出	貨物利用運送事業法第25条第3項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
第二種利用運送事業の省令で定める軽微事項(事業計画に係るものに限る)の変更後の届出	貨物利用運送事業法第25条第3項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
第二種利用運送事業の省令で定める軽微事項(集配事業計画に係るものに限る)の変更後の届出	貨物利用運送事業法第25条第3項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
第二種利用運送約款の変更の認可	貨物利用運送事業法第26条第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
第二種利用運送事業者の運輸に関する協定の変更の届出	貨物利用運送事業法第34条第1項(同法第11条前段の準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
外国人の第一種利用運送事業の法第4条第1項第4号事項の変更の登録の通知	貨物利用運送事業法第39条第2項(同法第37条第2項の準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
外国人の第一種利用運送事業の法第4条第1項第4号事項の変更登録の拒否の通知	貨物利用運送事業法第39条第2項(同法第38条第2項の準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
外国人の第一種利用運送事業の法第4条第1項第1号～第3号事項等の変更後の届出	貨物利用運送事業法第39条第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
外国人の第二種利用運送事業の事業計画(省令第39条第1項第5号(1)、(4)及び(1)、(3)(集配自動車の営業所の位置に限る)(4)( )、(4)( )の変更の認可	貨物利用運送事業法第46条第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
外国人の第二種利用運送事業の事業計画(省令第39条第1項第5号(1)、(4)に係る事項に限る)の変更の認可	貨物利用運送事業法第46条第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
外国人の第二種利用運送事業の事業計画(省令第39条第1項第5号(1)、(3)(集配自動車の営業所の位置に限る)(4)( )、(4)( )に係る事項に限る)の変更の認可	貨物利用運送事業法第46条第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
外国人の第二種利用運送事業の省令で定める事業計画(省令第39条第1項第5号(4)(i)に掲げる事項に限る)の変更の届出	貨物利用運送事業法第46条第4項前段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
外国人の第二種利用運送事業の省令で定める軽微事項(省令第39条第1項第5号(2)、(3)、(5)、(6)、(7)及び(2)、(3)(集配自動車の営業所の位置を除く)、(5)に係るものに限る)の変更後の届出	貨物利用運送事業法第46条第4項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
外国人の第二種利用運送事業の省令で定める軽微事項(省令第39条第1項第5号(2)、(3)、(5)、(6)、(7)に係るものに限る)の変更後の届出	貨物利用運送事業法第46条第4項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
外国人の第二種利用運送事業の省令で定める軽微事項(省令第39条第1項第5号(2)、(3)(集配自動車の営業所の位置を除く)、(5)に係るものに限る)の変更後の届出	貨物利用運送事業法第46条第4項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
第一種利用運送事業(外国人含む)の事業の計画(省令第4条第2項第1号(ハを除く)及び第30条第2項第1号(ハを除く))の変更届出	貨物利用運送事業法施行規則第49条第1項第1号				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
第二種利用運送事業者の氏名、もしくは名称、住所の変更届出	貨物利用運送事業法施行規則第49条第1項第4号				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
外国人の第二種利用運送事業者の氏名、もしくは名称、住所または国籍の変更届出	貨物利用運送事業法施行規則第49条第1項第4号				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
第一種利用運送事業者(法人に限る)の役員または社員の変更届出	貨物利用運送事業法施行規則第49条第1項第5号				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
第二種利用運送事業者(法人に限る)の役員または社員の変更届出	貨物利用運送事業法施行規則第49条第1項第5号				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
外国人第一種利用運送事業者(法人に限る)の役員の変更届出	貨物利用運送事業法施行規則第49条第1項第5号				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。

外国人第二種利用運送事業者(法人に限る)の役員の変更届出	貨物利用運送事業法施行規則第49条第1項第5号				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
利用運送事業者の組織する団体の解散や変更の届出	貨物利用運送事業法施行規則第49条第1項第6号				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
運賃及び料金の変更の届出	貨物利用運送事業報告規則第3条後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
航空運送代理店業の届出事項の変更の届出	航空法第133条第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
測量士・測量士補名簿の記載事項の変更の届出	測量法施行令第13条				制度的な観点からの簡素化は困難(名簿の記載事項変更について確実に行う必要があり、戸籍抄本の提出を求めているので電子証明書による提出の省略は困難)
予報業務の変更認可	気象業務法第19条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
予報業務の変更事項の報告	気象業務法第41条 法施行規則第50条第1項第4, 5, 6, 7号				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
気象予報士の登録事項の変更の届出	気象業務法24条の24				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
気象の観測成果の無線通信による発表業務の変更事項の報告	気象業務法第41条 法施行規則第50条第1項第4, 6, 7号				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
気象の観測施設の変更の届出	気象業務法施行規則第2条後段	(平成15年3月20日国土交通省令第26号)において、「気象業務法施行規則」の一部改正を行い、地勢を示す略図の添付廃止。			
進路警戒船等の指定申請書の記載事項の変更等の届出	進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶及び側方を警戒する船舶の指定に関する告示 海上交通安全法 第7条第1項				添付書類自体が審査に不可欠であり、制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類(変更する船長の乗船履歴)は、変更される船長の適格性を判断するために必要であることから簡素化は実施困難)
廃棄物排出船の登録事項の変更等の届出	海洋汚染及び海上再会の防止に関する法律第14条				添付書類自体が審査に不可欠であり、制度的な観点から簡素化を図ることは困難(現物審査が必要なことから省略簡素化は実施困難)
海洋施設の設置の届出事項の変更の届出	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第18条の2第2項				添付書類自体が審査に不可欠であるため、制度的な観点から簡素化を図ることは困難(海洋環境への影響を考慮し、関係者を指導するため、対面審査を必要等していることから簡素化は実施困難)
海上保安庁以外の者が設置又は管理する航路標識の現状変更の許可	航路標識法施行規則第7条				添付書類自体が審査に不可欠であり、制度的な観点から簡素化を図ることは困難(現状変更の許可において、施設の構造・機器の性能を証明する詳細な調書等を元に審査を行うため簡素化は実施困難)

自家用廃油処理施設の軽微な事項の変更の届出(2)処理施設の能力	海防法第35条				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(申請の全体事項が審査に不可欠であるため)
事業許可証の記載事項変更に伴う書換え交付の申請	航空法施行規則第210条の2第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
耐空検査員が、手数料を設定し、又は変更した場合の届出	航空法施行規則第238条1<航空法>				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
教育規程を変更した場合の届出	航空法施行規則第238条2				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
飛行場に重要な変更以外の変更を加えた場合の届出	航空法施行規則第238条5<航空法>				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
飛行場の設置者の氏名又は住所に変更があった場合の届出	航空法施行規則第238条5<航空法>				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
法人又は組合である飛行場の設置者が名称、主たる事務所の所在地、役員若しくは社員又は定款若しくは規約に変更があった場合の届出	航空法施行規則第238条5<航空法>				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
航空保安無線施設に重要な変更以外の変更を加えた場合の届出	航空法施行規則第238条6<航空法>				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
航空保安無線施設の運用時間を変更した場合の届出	航空法施行規則第238条6<航空法>				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
航空保安無線施設の設置者の氏名又は住所に変更があった場合の届出	航空法施行規則第238条6<航空法>				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
法人又は組合である航空保安無線施設の設置者が名称、主たる事務所の所在地、役員若しくは社員又は定款若しくは規約に変更があった場合の届出	航空法施行規則第238条6<航空法>				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
航空灯火に重要な変更以外の変更を加えた場合の届出	航空法施行規則第238条8<航空法>				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
航空灯火の運用時間を変更しようとする場合の届出	航空法施行規則第238条8<航空法>				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
航空灯火の設置者の氏名又は住所に変更があった場合の届出	航空法施行規則第238条8<航空法>				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
法人又は組合である航空灯火の設置者が名称、主たる事務所の所在地、役員若しくは社員又は定款若しくは規約に変更があった場合の届出	航空法施行規則第238条8<航空法>				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
指定本邦航空運送事業の訓練及び審査規程を変更した場合の届出	航空法施行規則第238条10<航空法>				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者の氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合の届出	航空法施行規則第238条11<航空法>				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
料金設定・変更の届出書	倉庫業法第27条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
倉庫寄託約款の設定・変更届出	倉庫業法第8条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
軽微変更の届出	倉庫業法第7条第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
役員変更の届出書	倉庫業法第27条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
倉庫証券の様式の変更の届出書	倉庫業法第27条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。

認定トランクルームの変更届出	倉庫業法第25条の6第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
特殊擁壁の大臣認定の変更申請	宅地造成等規制法施行令第15条				添付書類自体が審査に不可欠であり、制度的な観点から簡素化を図ることは困難（現物審査が必要なことから省略簡素化は実施困難）
（離島航路補助航路事業者）事業計画の変更認可申請	離島航路整備法第7条第1項				添付書類自体が審査に不可欠であり、制度的な観点から簡素化を図ることは困難（現物審査が必要なことから省略簡素化は実施困難）
（離島航路補助航路事業者）事業計画の変更届出（軽微事項）	離島航路整備法第7条第2項				添付書類自体が審査に不可欠であるため、制度的な観点から簡素化を図ることは困難（現物審査が必要なことから省略簡素化は実施困難）
所有者の変更登録	船舶法第6条の2		-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
総トン数改測後の変更事項通知	船舶法施行細則第12条の2第2項		-	-	変更手続に該当しないため検討対象外
小型船舶検査機構の登録制度事務規程の変更の認可	小型船舶の登録等に関する法律第22条第1項		-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
荷役計画書の変更	特殊貨物船舶運送規則<船舶安全法>第15条の7第4項		-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
指定検査機関の所在地変更届け	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第9第1項		-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
原子力船の入出港に係る変更届	実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則第28条第2項		-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
原子力炉の解体に係る変更届	実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則第30条第2項		-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
容器承認書の変更届け	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第17条の5第1項		-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
係留船等に設置した火薬庫の軽微な変更工事の届出	火薬類取締法第50条第1項で準用する同法第12条第2項		-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
原状変更に係る許可	船舶安全法第11条の2		-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
現状変更に係る許可	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の13第3項		-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
原状変更に係る許可	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の15第1項		-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
指定経営状況分析機関の名称又は主たる事務所の所在地の変更の届出	建設業法第27条の24第4項において準用される第27条の4第2項				平成16年3月1日廃止（指定経営状況分析機関から登録経営状況分析機関へ移行）
保証事業会社の登録の変更の通知	公共工事の前払金保証事業に関する法律第7条第4項において準用される第5条第2項				行政機関からの一方的手続であるため検討対象外
登録の変更の拒否に際しての意見聴取の場所等の通知	公共工事の前払金保証事業に関する法律第7条第4項において準用される第6条第2項				行政機関からの一方的手続であるため検討対象外
登録の変更の拒否の通知	公共工事の前払金保証事業に関する法律第7条第4項において準用される第6条第5項				行政機関からの一方的手続であるため検討対象外
保証事業会社の保証約款の変更の承認の通知	公共工事の前払金保証事業に関する法律第12条第9項において準用される第5条第2項				行政機関からの一方的手続であるため検討対象外
保証事業会社の保証約款の変更の承認の拒否に際しての意見聴取の場所等の通知	公共工事の前払金保証事業に関する法律第12条第9項において準用される第6条第2項				行政機関からの一方的手続であるため検討対象外
保証事業会社の保証約款の変更の承認の拒否の通知	公共工事の前払金保証事業に関する法律第12条第9項において準用される第6条第5項				行政機関からの一方的手続であるため検討対象外
保証事業会社の金融保証約款の変更の承認の通知	公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条の2第3項において準用される第12条第9項				行政機関からの一方的手続であるため検討対象外
保証事業会社の金融保証約款の変更の承認の拒否に際しての意見の聴取の場所等の通知	公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条の2第3項において準用される第12条第9項				行政機関からの一方的手続であるため検討対象外
特定金融機関による変更等の届出	不動産特定共同事業法施行令第8条第4項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
登録事項の変更の届出	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第48条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。

指定講習機関の名称又は所在地の変更の届出	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第74条の2第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
管理業務主任者の登録事項の変更の届出	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第62条				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
保証業務の変更の届出	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第98条				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
事業計画書及び収支予算書の変更	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第99条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
施行計画の変更の意見書の送付(經由事務)	新都市基盤整備法第25条第2項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(土地区画整理事業と同様の手続が法令上規定されており、本法の場合のみ手続を簡素化することはできない)
宅地開発事業計画の変更認定申請の経由	大都市地域における優良宅地開発の促進における緊急措置法第3条第5項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(計画認定及び変更の際は予め関係都府県の意見を聴くことが必要であり(法第5条)、申請手続の実質的簡素化の観点からも本手続が必要であるため)
宅地開発事業計画の変更の届出	大都市地域における優良宅地開発の促進における緊急措置法第7条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである(変更手続の場合は、申請図書の一部を免除している)
旅客施設等の建設又は大規模改良、車両等の新規導入の移動円滑化基準適合審査に係る変更届出	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第5条第2項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(申請の全体事項が審査に不可欠であるため)
公共交通特定事業計画の変更申請	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第8条第3項				制度的な観点から簡素化を図ることは困難(申請の全体事項が審査に不可欠であるため)
公共交通特定事業計画の変更に係る認定の通知	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第8条第4項				行政機関からの一方的手続であるため検討対象外
指定法人に係る変更の届け出	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第15条第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。

指定申請事項に変更があった旨の届出	工業標準化法に基づく指定認定機関等に関する主務省令第1条第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである
承認申請事項に変更があった旨の届出	工業標準化法に基づく指定認定機関等に関する主務省令第11条第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである
指定申請事項に変更があった旨の届出	工業標準化法に基づく公示による検査に関する省令第4条第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである
承認申請事項に変更があった旨の届出	工業標準化法に基づく公示による検査に関する省令第14条第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである
法定申請事項に変更があった旨の届出	工業標準化法に基づく認定試験事業者等に関する省令第1条第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである
試験事務規定の変更の認可	旅行業法第25条の2第2項				添付書類自体が審査に不可欠であり、制度的な観点から簡素化を図ることは困難(試験事務規定の変更の認可に関する添付書類は必要最小限のものであり、変更事項や既存資料の確認だけでは審査できないため)
事務所の名称等の変更の届出	国際観光ホテル整備法第21条第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである
事業の廃止又は変更の届出	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第30条第1項				検討対象外 当該手続きは、事業の廃止・変更の原因とする事業区域の使用の廃止の手続きであるので、変更手続きにはあたらないため。
事業用地適正化計画の認定の変更に関する手続き	民間都市開発の推進に関する特別措置法第14条の5	国土交通省オンライン申請システムにおいて、認定申請に統合するように措置			
民間都市再生事業計画の変更の認定	都市再生特別措置法第24条第1項	国土交通省オンライン申請システムにおいて、認定申請に統合するように措置			
変更等の届出	下水道処理施設維持管理業者登録規程第8条	変更手続の簡素化方策検討	変更手続の簡素化方策検討	検討結果を踏まえ、簡素化できるものについては措置予定	
採択計画認可時の届出事項の軽微な変更の届出	砂利採取法第20条第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
資金計画等の変更の届出	東京湾横断道路の建設に関する特別措置法				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
定款の変更の認可	日本勤労者住宅協会法第8条第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
利子補給契約申請書に記載した事項の変更の届出	農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行規則第1条第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
マンション管理士登録事項の変更の届出	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第32条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
高齢者居住支援センターの名称等の変更の届出	高齢者の居住の安定確保に関する法律第79条第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
指定住宅性能評価機関の評価の業務に関する規程の変更の認可	住宅の品質確保の促進等に関する法律第15条第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
指定住宅型性能認定機関の認定等の業務に関する規程の変更の認可	住宅の品質確保の促進等に関する法律第41条第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
承認住宅型性能認定機関の認定等の業務に関する規程の変更の認可	住宅の品質確保の促進等に関する法律第50条第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
指定試験機関の試験の業務に関する規程の変更の認可	住宅の品質確保の促進等に関する法律第55条第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
住宅紛争処理支援センターの支援等の業務に関する規程の変更の認可	住宅の品質確保の促進等に関する法律第78条第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
事業計画の変更の認定	エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第5条				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
整備計画の変更の届出	全国新幹線鉄道整備法第7条第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
限定の変更の承認	鉄道事業法施行規則第26条の2第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
業務実施規程の変更の承認	鉄道事業法施行規則第26条の3第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
業務実施規程の変更の届出	鉄道事業法施行規則第26条の3第1項但書				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
新幹線鉄道規格新線等の工事実施計画の変更の認可	全国新幹線鉄道整備法附則第11項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。

新幹線鉄道規格新線等の工事実施計画の添付書類の変更の提出	全国新幹線鉄道整備法施行規則 附則第4項(第3条第3項準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
保安設備整備計画の変更の提出	踏切道改良促進法第4条第8項 後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
一般乗合旅客自動車運送事業の 料金(国土交通省令で定めるもの) の変更の届出	道路運送法第9条第4項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
一般貸切旅客自動車運送事業の 運賃及び料金の変更の届出	道路運送法第9条の2第1項後 段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
一般乗用旅客自動車運送事業の 運賃及び料金(国土交通省令で 定めるものを除く)の変更の認 可	道路運送法第9条の3第1項後 段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
一般乗用旅客自動車運送事業の 料金(国土交通省令で定めるもの) の変更の届出	道路運送法第9条の3第3項後 段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。

一般旅客自動車運送事業の事業計画の軽微な変更の届出・乗合(1)主たる事務所の名称、位置(2)営業所の名称、位置(3)停留所の名称、位置及び停留所間のキロ程・貸切(1)主たる事務所の名称、位置(2)営業所の名称・乗用(1)主たる事務所の名称、位置(2)営業所の名称、位置(営業区域内)	道路運送法第15条第4項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に係る事業計画変更の届出	道路運送法第15条の2第1項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に係る事業計画変更の日の繰上げの届出	道路運送法第15条の2第5項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画(運行系統、運行回数等)の変更の届出	道路運送法第15条の3第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画(軽微なもの)の変更の届出	道路運送法第15条の3第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
特定旅客自動車運送事業の事業計画(軽微なもの)の変更の届出(1)事務所、営業所の名称及び位置	道路運送法第43条第5項(第15条第4項準用)				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
指定登録機関の変更の届出	タクシー業務適正化特別措置法第21条第2項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
指定登録機関の事務規定の変更の認可	タクシー業務適正化特別措置法第23条第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
指定登録機関の事業計画、収支予算等の変更の認可	タクシー業務適正化特別措置法第24条第1項後段				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
指定紛争処理機関の名称等の変更の届出	自動車損害賠償保障法第23条の5第3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
紛争処理機関の事業計画及び収支予算の変更の認可	自動車損害賠償保障法第23条の14第1項後段、自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令第21条				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
封印取付受託者の事業場の位置の変更等の承認	道路運送車両法施行規則第15条の3				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
船員雇用促進センターの名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出	船員の雇用の促進に関する特別措置法第7条3項				従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
振興事業計画の変更承認	下請中小企業振興法				制度的な観点から簡素化を図ることは現時点では困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
船級協会の役員選任・規程変更の認可	船舶安全法施行規則第47条第4項	-	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
船級協会の事務所の変更の届出	船舶安全法施行規則第47条第5項	-	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
認定検査機関の認定された小型船舶の範囲の変更の承認	小型船舶に係る認定検査機関に関する省令第7条	-	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
認定検査機関の規程変更の承認	小型船舶に係る認定検査機関に関する省令第8条	-	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
認定検査機関の事務所・検査員数の変更の届出	小型船舶に係る認定検査機関に関する省令第10条第1項	-	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
認定法人の規則変更の認可	危険物船舶運送及び貯蔵規則第133条	-	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
指定測定機関の規則変更の認可	特殊貨物船舶運送規則第28条第3項	-	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
指定検査機関の規則変更の認可	特殊貨物船舶運送規則第28条第7項	-	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
指定密度測定機関の規則変更の認可	船舶設備規程等の一部を改正する省令第3条第7項	-	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
船級協会の規程変更の認可	海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書検査規則第37条第1項	-	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
船級協会の事務所の変更の届出	海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書検査規則第37条第2項	-	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
認定検定機関の規則変更の認可	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく型式承認に係る検定を行う公益法人の認定に関し必要な事項を定める告示第2条	-	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。

認定検定機関の定款又は寄附行為の変更の届出	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく型式承認に係る検定を行う公益法人の認定に関し必要な事項を定める告示第3条第1項	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
認定検定機関の事務所の変更の届出	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく型式承認に係る検定を行う公益法人の認定に関し必要な事項を定める告示第3条第3項	-	-	従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
港湾区域の変更の認可	港湾法第9条第2項			制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
港湾区域変更認可申請書の提出	港湾法施行規則第3条第1項			制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
定款変更の認可	広域臨海環境整備センター法第6条第2項			制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
基本計画の作成又は変更の認可	広域臨海環境整備センター法第20条第3項			制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
基本計画の軽微な変更の届け出	広域臨海環境整備センター法第20条第6項			制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
実施計画又は変更実施計画の提出	広域臨海環境整備センター法第21条第1項			制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
特定施設の整備計画の変更の認定	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第8条第1項			制度的な観点から簡素化を図ることは困難(添付書類自体が審査に不可欠であるため)
名称及び住所並びに事務所の所在地の変更の届出	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第16条第3項			検討対象外
事業計画書及び収支予算書の変更の認可	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第20条第1項後段			検討対象外
指定航空従事者養成施設の課程についての限定の変更	航空法施行規則第50条の8			従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
指定会社の商号等の変更の届出	中部国際空港の設置及び管理に関する法律第4条第3項			従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
指定会社の定款変更の認可	中部国際空港の設置及び管理に関する法律第17条			従来より変更部分について記載・提出することとしており、簡素化措置済みである。
傷病給付の変更の請求	海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示第13条第1項			添付書類自体が審査に不可欠であり、制度的な観点から簡素化を図ることは困難(医師の診断書等による証明を要するため省略簡素化は実施困難)
障害給付の変更の請求	海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示第13条の4			添付書類自体が審査に不可欠であり、制度的な観点から簡素化を図ることは困難(医師の診断書等による証明を要するため省略簡素化は実施困難)
手続件数	582件	-	-	-